

脇田幸雄

外国人雇用と助成金



99

少子高齢化に伴い、多くの企業が深刻な人手不足に悩まされており、定年退職者や育児、介護のために退職した社員の再雇用などでそれを解消しようとする企業も少なくありません。また、それと併せて外国人雇用に活路を求める企業も次第に増えているようですが、一般的の中小、零細企業においては、外国人雇用はまだ未知の世界であります。ハードルが高い現実があります。そこで外国人雇用に関して、費用面対する知識不足などが原因で職場や業務にうまく対応できず、最悪の場合には解雇に至るような問題が発生します。そのような問題を未然に防ぐために、社内規程などの多言語化や一時帰国による助成金・補助金がありますが、

紙面の都合もあり今回は以下の助成金のみをご紹介させていただきます。

■人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）



- 支給対象経費 計画期間内に、事業主から外部の機関又は専門家等に支払いが完了した以下の経費（ただし、諸要件あり）
- (3) 翻訳機器導入費
- (2) 翻訳費
- (1) 通訳費

休暇制度など就労環境の整備などを行つた際、支給対象経費の $1/2$ （上限額57万円）（賃金要件を満たした場合は $2/3$ （上限72万円））を助成してもらうことができます。

(4) 弁護士、社会保険労務士等への委託料
(5) 社内標識類の設置・改修費

その他、就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、非正規雇用労働者を正規雇用化した場合に助成する「キャリアアップ助成金（正社員化コース）」も外国人雇用に活用できますが、帰国を前提とした在留資格（具体的には、技能実習及び特定技能1号）の外国人には受給資格がな

り、ハードルが高い現実があります。そこで外国人雇用に関する費用面対する知識不足などが原因で職場や業務にうまく対応できず、最悪の場合には解雇に至るような問題が発生します。そのような問題を未然に防ぐために、社内規程などの多言語化や一時帰国による助成金・補助金がありますが、

ます。また、事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行つた中小企業・小規模事業者等に対して、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」なども、外国人雇用に活用できますが、いずれも支給要件を慎重に確認して申請する必要があります。いずれにせよ、助成金受給自体を目的とするのではなく、助成金を活用できる機会として、就業規則を作成・変更したり、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など、さらには、入管法、技能実習法で規定された必要書類をきちんと整備し、適切な労務管理を行うことにより外国人労働者の職場定着を図り、もつて企業の健全な発展に繋げることが大切です。

（行政書士・社会保険労働者）の定義の一つとして「賞与または退職金制度」の実施および「昇給」の実施が就業規則等に規定されていることと、いう要件が設定されたため、留意する必要があり

イラスト・伊藤香澄